

1. 緑のストックを活用したレクリエーションの場の充実

市内の一部には、身近な公園が不足する地域がありますが、一方で、公園のようにレクリエーションの場として活用することができるさまざまな緑のオープンスペースが分布しています。以下のような公共空間や地域の共有空間を対象に、弾力的な運用、空間整備を行うことで、地域に身近なレクリエーションの場の充実、安全に楽しく歩けるまちづくりを進めることが望めます。

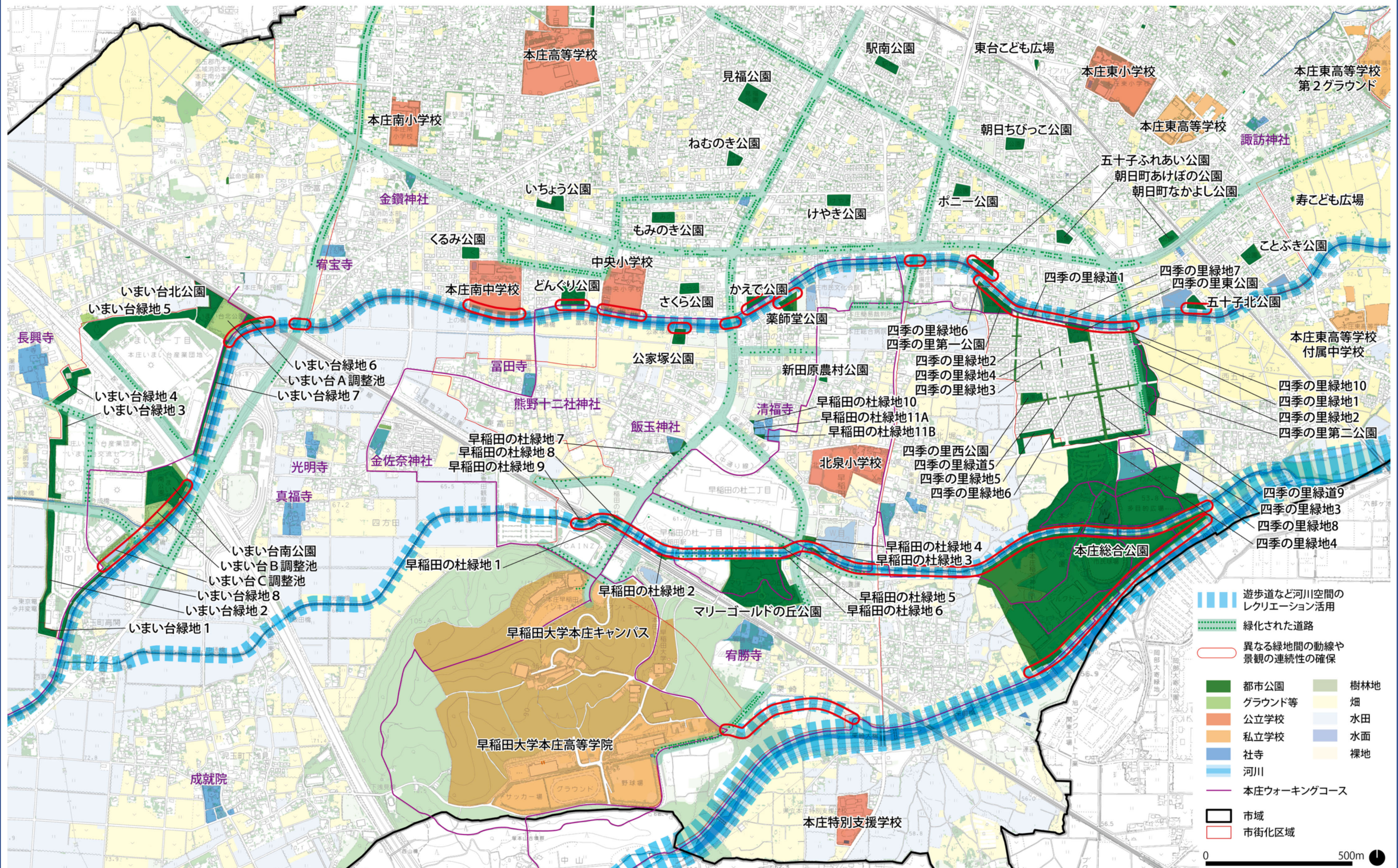
表1 緑のストックの対象と活用・連携方法の例

対象施設	活用・連携
地域の小学校	放課後におけるグラウンドや運動遊具の地域開放
公民館やその他の公共施設	広場や休憩施設等の開放
河川（利根川、小山川、元小山川、女堀川、男堀川）	河川管理用道路を活用したサイクリングロードや遊歩道の整備、安全性を確保した上で高水敷の広場的活用
調整池	安全性を確保した上で広場的活用、隣接公園とのシームレスな景観デザイン
その他（集落地やまちなかの社寺、民間施設など）	広場や休憩施設等の開放、連携

表2 緑のストックを活用した地域のレクリエーションの場の充実を進める対象候補地の例

対象検討地	活用・連携の候補地と考え方
女堀川・男堀川周辺エリア【次ページに掲載】	女堀川・男堀川沿いの公園、学校、大久保山と、河川の遊歩道などを結び、連続性を確保した身近なレクリエーション空間と楽しく歩けるまちづくり
児玉児童公園周辺エリア	旧児玉公民館跡地、競進社模範蚕室、八幡神社等の境内地、雉岡城趾、小学校、児玉総合支所、ウォーキングコース、鎌倉街道などの活用・連携による学びや観光、休息・散策の場としての充実
本庄駅北口エリア	緑地の整備や緑豊かなにぎわいの場の誘導などにより、駅前にふさわしい、良好な緑の景観の創出

緑のストックを活用したレクリエーションの場の充実：女堀川・男堀川周辺エリア



2. 民間事業者等と連携した公園整備と経営（Park-PFI、市民緑地認定制度）

都市公園は、施設の充実と維持管理コストの削減といった、相対する課題への対応が求められています。さらに、地域コミュニティや民間活力の参画による持続可能な公園経営等も課題として挙げられます。

本市においては、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的として、平成19年度から指定管理者制度を導入しました。（体育施設は平成25年度から）

今後さらに、精神的な豊かさや快適性向上等のニーズへの対応、地域の活性化と賑わいの創出といった要望に応えるため、民間事業者との連携によるPark-PFIや市民緑地認定制度の活用などにより、魅力的な公園づくりと安全性の確保、費用を抑えた維持管理を両立する都市公園マネジメントの推進が求められます。

Park-PFI の概要

都市公園

収益を活用して整備

民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)
従前	民間資金	公的資金
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金

(参考：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン、国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成29年8月10日)

南池袋公園（豊島区）

INN THE PARK（沼津市）

Park-PFIは、民間事業者が設置・管理する売店や飲食店等の収益施設から収益を公共還元として公園施設の整備・更新に充てられる制度です。利用者にとっても、収益施設の設置によりサービスが充実し、公園の利便性や快適性の向上が期待されます。

- 民間事業者との連携を検討する対象公園
本庄総合公園、若泉運動公園、ふるさとの森公園など
- 市民緑地認定制度による緑地創出の検討対象
市街地の空き地、商業施設や工場地における開放エリアなど

市民緑地認定制度の概要	
制度の根拠	都市緑地法第60条 緑化地域又は緑化重点地区の区域内の土地等に住民等の利用に供する緑地又は緑化施設(市民緑地)を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令に定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。
制度の目的	都市部の未だ都市公園が不足する地域において、空き地等を活用して民間主体が住民の利用に供する緑地を設置・管理するもの
制度の内容	指定される地域
	緑化地域又は緑化重点地区
	設置・管理主体
面積	民間主体(みどり法人を含む)
	300㎡
設置・管理期間	5年以上
税制措置	みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減 (無償貸付及び自己保有に限る) ※最初の3年間、原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定) ※令和3年3月31日までの時限措置

